

書写養護学校 感染症対策ガイドライン（改訂八版）

令和5年（2023年）9月 1日 現在

1 学校生活における基本的な考え方

適切な危機意識を持ち、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施した上で行う

(1) 3密（密閉、密集、密接）を避ける

部屋の対角となる窓2か所を10cm程度開放するとともに、廊下の窓も開放して換気を行う。（エアコンを使用しているときも含め、24時間換気扇は作動させる。室温にも留意する）

※寒い時期は、換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないよう、児童生徒に暖かい服装を心掛けるように指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。また、状況に応じて、空き教室を活用して「二段階換気」等を行う。

※常時行うことが難しい場合には、児童生徒の体調を考慮した上で、休み時間に数分間程度、窓を全開にする多くの児童生徒が手の届く距離（1m以内）に集まる状況をできるだけ作らない。
教職員は密にならないよう配慮し、人数に応じて使用する教室などを分散する。

(2) 手洗い・手指消毒の徹底

児童生徒を支援するときには、1人ずつ最初に手洗い・手指消毒を行う。（各教室に消毒液を設置）

※次亜塩素酸ナトリウムは手指消毒には使用しない

(3) 咳エチケットの徹底

校内では原則マスクを着用する。

※はずすときには、はずし方や管理方法に注意する

※熱中症予防等のためにマスクをはずす場合には、十分な距離を確保し、声は出さない

近距離の対面での会話は控える

マスクを着用する際には、以下の点に留意する。

「口と鼻の両方を確実に覆う」・「ゴムひもを耳にかける」・「隙間がないよう鼻まで覆う」

※ただし、児童生徒の実態に応じて、無理をしない対応を進める（マスクのゴムを耳にかけることで皮膚感覚の過敏が伴う場合になどには、後頭部でとめる装具等を活用する など）



2 感染症対策

(1) 感染源を絶つ

ア 毎朝、登校前に検温及び風邪症状の確認をする。

イ 発熱や風邪症状のみられる場合は登校せず、自宅で休養する。本校では市教委の確認のもと、出席停止扱いとする。

(2) 感染経路を絶つ

ア 石鹸による手洗いを徹底する。(状況に応じて消毒液も活用)

児童生徒によっては、家庭から持参した除菌シートを使用するなど、健康状態にあわせて対応する。

イ 児童生徒や教職員が手を触れる場所は1日1回以上、消毒する。(ドアノブ・手すり・水洗レバー・蛇口など)

児童生徒の下校後には、清掃と消毒を入念に行う。

※やむを得ずエタノールを使用する場合は、揮発性が高く、引火しやすい性質があるため、電気スイッチ等への直接の噴霧は行わない

※次亜塩素酸ナトリウムは、吸ったり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性があるため、絶対に噴霧は行わない

ウ 咳エチケットを徹底する。

マスクを着用する。(口・鼻を覆う)

※マスクがないときには、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う

※マスクがなくとっさのときには、袖などで口・鼻を覆う

マスクを破棄するときには、食事時のティッシュ同様にビニールに入れて封をして、別に捨てる。

(3) 身体全体の抵抗力を高める

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がける。

3 新型コロナウイルスに感染した場合

- 児童生徒等の感染が判明した場合は、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を取る。
- 上記のほか国や姫路市からの新型コロナウイルス感染症に関わる諸通知、及び感染症の状況によっては、「**新型コロナウイルス感染症まん延防止に関する基準**」（令和 5 年 5 月 8 日改定）に従って対応する。
- ※児童生徒・教職員の家族が感染した場合には、上記文書に従い対応する
- 感染者が高頻度で触った物品を消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒する。
- 感染者に対する偏見や差別が生じないよう、十分に配慮する。
- 臨時休業については、学校医等を含む本校関係者での協議とともに、姫路市教育委員会の助言により期間を判断する。
- 本校または（および）分教室の全学部閉鎖を実施した場合には、再開に先立ち、校舎等の一斉消毒と清掃を行うとともに、保護者には一斉メール等でその旨通知する。

【新型コロナウイルスの感染の疑いがある場合について】

児童生徒及び教職員本人に風邪症状がある場合は、登校（出勤）を控える。

- PCR 検査等の検査を受けた（受ける）児童生徒等が、感染していると判明した場合は、学校に連絡をお願いします。
- 感染者と接触があったと考えられる者（クラス、班、グループ等）の健康観察を行う。
- 上記の状況等を含め、出席停止の取扱いについては、次ページのとおりとする。（学校保健安全法第 19 条に基づく）
- ※「保護者からの申し出により、感染が心配で登校しない場合」は、学校長判断で出席停止を検討する
- ※ただし、同居家族に高齢者や基礎疾患のある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合などの合理的理由があると学校長が判断した場合には、出席停止などの措置となります
- 陽性者となったときのほか、ワクチン接種後に発熱を生じた場合の対応についても、感染症の状況に応じて、「**新型コロナウイルス感染症まん延防止に関する基準**」（令和 5 年 5 月 8 日改定）に則って行う。

〔出席停止措置について〕

- 1 児童生徒等の感染が判明した場合
- 2 児童生徒等が PCR 検査等の新型コロナウイルス感染症の検査を受けた場合、その結果が出るまで
(検査結果が陽性の場合、1 の対応)
- 3 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられ、自宅で休養するよう指導した場合 (解熱後 4 8 時間経過、又は医師より登校可の指示が出るまで)
- 4 児童生徒等の家族等が PCR 検査 (抗原検査を含む) を受けた場合、その結果が判明するまで
- 5 海外から帰国し、自宅待機を要請された場合
- 6 医療的ケアが必要または基礎疾患のある児童生徒等の場合、主治医や学校医、医療的ケア指導医と相談の上、登校すべきでない判断された場合
- 7 児童生徒等を通じて疾患のある家族が感染すると、病状が悪化するおそれがある場合
- 8 同居の家族に発熱、風邪症状がみられる場合
- 9 新型コロナワクチン接種後に体調が悪化し学校を休む場合

4 登下校時の健康管理 ※体温計、ハンカチ、タオルは各家庭から持参したものを使用

(1) 登校前

○自宅で必ず検温を行い、連絡帳に毎日記入する。

〔発熱、風邪症状がない場合には、通常通り登校する。
「平熱より体温が高い」「風邪症状がある」場合は、自宅で休養する。〕

※必要と思われる場合、主治医と相談の上で通院する

※次のいずれかに該当するときに登校が可能となる (ただし、感染症の状況によっては、「**新型コロナウイルス感染症まん延防止に関する基準**」(令和 5 年 5 月 8 日改定) に則った対応も可とする)

※健康観察は休業日も含め、毎日実施する

(2) 登校時

○児童生徒が車いす (バギー) で校舎に入るときには、次亜塩素酸ナトリウム液を浸したマットなどを通過して消毒する。

○入校時に手指の消毒または手洗いをする。

※玄関で手指消毒をする際には、密集を避ける

○混雑を避けるため、速やかに教室へ移動する。(暑いときや寒いときは、早く教室へ移動する)

- 「熱中症警戒アラート」が発令されるなど、熱中症のリスクが高いときには、車から校舎までは日傘を使用するなどの点に留意する。
- 熱中症対策として他の児童生徒との距離を確保できる状態であれば、マスクを着用しなくてもよい。
- 保護者などが児童生徒とともに来校する場合、以下の点を遵守する。
 - 事前の検温、玄関での手洗いや手指消毒、体調の確認、マスクの着用
 - ※体調が優れないときには、朝、学校へ電話で相談していただき、来校を控えていただくようお願いする
- 学級担任等と養護教諭で連絡帳の確認と、検温、風邪症状等の健康観察を行う。（医療的ケアの児童生徒は、看護師も一緒に）
- 「平熱より体温が高い」「風邪症状がある」場合は、速やかに保護者に迎えを依頼し、自宅で休養する。（来校までは保健室または空き教室などで学級担任等と養護教諭で個別に対応）
- 家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等は、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行う。

(3) 下校時

- 下校 30 分前をめどに検温と健康観察を行う。
- 「平熱より体温が高い」「風邪症状がある」場合は、保護者に迎えを依頼する。
- ※バス乗車を予定していた児童生徒については、教職員から添乗員に連絡する
- ※放課後等デイサービスの利用を予定していた児童生徒は、利用しないことを確実に事業所の方に引き継ぎ、放課後デイサービスへの連絡は保護者が行う
- ※発熱や咳などの症状があり、保健室対応が難しい際は空き教室を利用し、感染に留意しつつ保護者の迎えを待つ

(4) スクールバス（利用時の留意事項）

必要な対策を講じても、車中のリスクを完全に除去できないことが想定されるため、保護者にはガイドラインを踏まえて、乗車の判断をお願いします。

〔環境整備など〕

- 消毒液を常備し、児童生徒の乗車前後には手指消毒を行う。
- 運転手、車掌、添乗員も検温を徹底し、マスクを着用する。
- 車内での感染拡大を防止するため、透明カーテンを設置する。
- バスは回送後に清掃を行う。

〔登校時〕

- 添乗員が保護者や児童生徒に体温を確認する。（児童生徒の平熱域が記載されたスクールバス用の検温用紙を活用）
- ※バスを利用しないときには、保護者から添乗員に連絡する

○車中の滞在時間が短くなるよう、速やかに乗降する。

〔乗車中〕

○車いす（バギー）で乗車する児童生徒は間隔を空ける。（バケットシートの児童生徒は座席の変更をしない）

○児童生徒の体調と安全に配慮した上で、できる限り窓を2か所以上開けて換気を行う。

〔下校時〕

○教職員は乗車するときに、添乗員に児童生徒の体調を報告する。

○車中の滞在時間が短くなるよう、速やかに乗降する。

○降車するとき、添乗員は保護者に児童生徒の乗車中の様子などを伝える。

（5）介護タクシー【医療的ケア通学支援事業】（利用時の留意事項）

必要な対策を講じても、車中のリスクを完全に除去できないことが想定されるため、保護者にはガイドラインを踏まえて、乗車の判断をお願いします。

〔環境整備など〕

○消毒液を常備し、児童生徒の乗車前後には手指消毒を行う。

○運転手、看護師も検温を徹底し、マスクを着用する。

○タクシーは回送後に消毒を行う。

○医療的ケアは本ガイドラインの5（1）（2）に準じて行う

〔登校時〕

○看護師が保護者や児童生徒に体調を確認する。

○看護師が乗車時に体温測定する。

※タクシーを利用しないときには、保護者から学校、タクシー会社に連絡する

○車中の滞在時間が短くなるよう、速やかに乗降する。

〔乗車中〕

○児童生徒の体調と安全に配慮した上で、できる限り窓を2か所以上開けて換気を行う。

〔下校時〕

○教職員は乗車するときに、看護師に児童生徒の体調を報告する。

○車中の滞在時間が短くなるよう、速やかに乗降する。

○降車するとき、看護師は保護者に児童生徒の乗車中の様子などを伝える。

5 医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒への対応

(1) 医療的ケアを実施する際の留意事項

○医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患のある児童生徒の中には、新型コロナウイルスによる感染症の重症化リスクが高いケースもあることから、主治医の見解を保護者に確認の上、学校が登校の判断を行う。

※ここでいう「主治医の見解」とは、①当該児童生徒が学校で感染するリスクや、②学校で医療的ケアを行う際に、新型コロナウイルス感染症対策として特に注意しなければならない点などを指す

※感染が不安で休ませたいと相談を受けた場合は、校長の判断により「出席停止」扱いとすることも可能とする

○登下校を含めた学校生活における医療的ケア児のマスクの着用については、主治医の見解を保護者に確認するなどして、個別に判断する。

○医療的ケアを必要とする児童生徒の登校に当たって、学校は事前に受入れ体制などを学校医等と相談する。

○体調については、保護者、看護師、学級担任等、養護教諭で十分に情報を共有する。

○「1 ケア 1 手洗い（手指消毒）」、「ケア前後の手洗い（手指消毒）」を基本とする。

※ここでいう「1 ケア 1 手洗い（手指消毒）」とは、例えば、同じ医療的ケア児に対して、たんの吸引と経管栄養を行う際、それぞれの医療的ケアごとの手洗いまたは手指消毒を行うことをいう

※医療的ケアの開始時と終了時に、石鹸と流水による手洗いまたはアルコールを含んだ手指消毒薬による手指消毒を実施する

※医療的ケアの開始時には、手洗い（手指消毒）をした後は、自身の顔（目・鼻・口）や髪などに触らないように注意し、医療的ケアの終了後には、手洗い（手指消毒）をする前に、自身の顔（目・鼻・口）や髪などを触らない

○教室内で長時間、密の状況にならないよう、関わる者以外は、原則 1m 以上離れる。

○喀痰吸引など飛沫が起きやすいケアを実施する際には、マスクとともにフェイスシールドを着用する。

※手技や方法を個別に確認し、感染防止に十分留意してケアを行う

○特に、気管内吸引や吸入などを行う際は、必要に応じて使い捨て手袋・フェイスシールド（又は、マスクとアイシールド）、ビニールエプロンなどを着用する。

○オムツ交換の際は、排せつ物に直接触れない場合であっても、使い捨て手袋等を着用する。

○医療的ケアを必要とする児童生徒が利用する教室等については、1 日 1 回以上、次亜塩素酸ナトリウム液等で清拭後、水拭きし、乾燥させる。

○床に血液、分泌物、嘔吐物、排せつ物等が付着した場合は、手袋を着用し、次亜塩素酸ナトリウム液（0.1%）等で清拭後、水拭きし、乾燥させる。

○トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させる。

6 授業時間の健康管理

自立活動をはじめとした本校の学習活動では、児童生徒と教職員が近い位置を取ることが多いという実態を、あらかじめ保護者に伝えて、理解を求める。

(1) 教室での活動

○活動前には、学級担任等健康状態を観察する。

→「平熱より体温が高い」「風邪症状がある」場合は、保護者に迎えを依頼し、自宅で休養する。（来校までは保健室または空き教室などで学級担任等と養護教諭が個別に対応）

○グループなどの集団で授業を行う場合には、原則 1m 以上離れるなど、密にならないよう、場所や人数を調整する。

○「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」とされる以下の活動については、実施する場合には感染症対策をより徹底する。

児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動（各教科等共通）

児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察（理科）

室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏（音楽）

児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動（図画工作、美術、工芸）

児童生徒同士が近距離で活動する調理実習（家庭、技術・家庭）

児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動（体育、保健体育）

上に例を挙げる活動以外であっても、児童生徒等同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、マスクを外して行う運動など、感染リスクの高い活動については、地域の感染状況等に応じて、適宜実施を慎重に検討する。

○児童生徒等の実態によっては、教職員がマスクに加えアイシールドやフェイスシールドを併用して、指導に当たる。

○発音や発語など、口や舌を動かしたり、息や声を出したりする学習の際は、透明マスク、フェイスシールド、アクリル板等を用いる。

○児童生徒等の距離を空けたことにより意思疎通が難しくなる場合は、タブレット端末等を使うなど意思疎通を行いやすくするような配慮を行う。

○直接関わらない教職員は一定距離離れる。

○SRC など歩行器での歩行や集団指導では、廊下、体育館、大屋根下などのできるだけ広い場所で行う。

○「一行為一手洗い（手指消毒）」を基本に、他の児童生徒と関わるときや、別の教具などに触れるときには、手洗いや消毒を行う。

○大声を出す活動はできる限り避ける。

○教材や教具の共有に留意し、道具、エアレックスマット、その他教室内の物品などは、使用するたびに消毒する。

※目、口、鼻への接触があるような教具を共用する場合は、特に、感染症対策を講じた上で使用する

※情報機器の使用後は、ペーパータオルに消毒液を染みこませて優しくふく

○湿度や気温に応じて、服装などを調整し、適宜、水分補給をさせる。

※水分補給に必要なお茶は、家庭から持参する（学校でのやかんによるお茶の提供はしない）

○必要以上に顔を近づけたり、大きな声を出したりしない。

○活動中、体調が優れない様子が見られた場合、またその旨を訴えてきたときには、無理をせずに休ませる。

※養護教諭や看護師とも連携して対応する

○歌については、感染症の状況を踏まえて実施を判断する。実施する場合には、マスクを着用して歌う。マスクが着用できない児童生徒については、できる限り間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。

(2) 休み時間

○必ず換気を行う。

○授業時間と同様に、一定程度の距離を保つ。

○休み時間後の手指消毒や手洗いについて、次時の始業前に必ず確認する。

(3) トイレ・移動

○介助する教職員は、トイレ用エプロンを着用する。

○手をふくときには、タオルやハンカチを使う。（ハンドドライヤーは使用しない）

○廊下などに間隔を空ける表示を設置し、ソーシャルディスタンスを守る。

○エレベーターには、最大で児童生徒2名と介助する教職員だけが乗る。（大きさにより乗車人数を調整）

(4) 特別教室での活動 ※「(1)教室での活動」の内容も踏まえる

○プレイホールのスパイダー、スヌーズレン室の利用は事前予約制とし、1日複数組の利用も可能とする。

○プレイホールの遊具は、同時に複数の児童生徒が使用しない。（大きなトランポリンも1人で使用する）

○複数の遊具・スパイダーを使用した場合には、そのすべてを消毒する。（ボールプールは使用禁止）

○スヌーズレン室については、以下のとおり対応する。

ドアと窓を開けて使用する。

ブルーシートを敷いてバギー（車いす）ごと上がるか、教室からエアレックスマットを持参して使用する。

エアベットを使用する場合は、児童生徒1人で使用する。

道具やエアベッドを使用後は、必ず消毒をする。

○スパイダーのエアリアルヨガ、スヌーズレン室のエアベッドは、感染予防のため、児童生徒1人で使用し、家から持参したタオルを頭の下に敷いて、使用する。（エアベッドを各教室に持って行って使用する場合を含む）

○プレイホールの遊具等、エアリアルヨガ、スヌーズレン室の道具、エアベッドは、手指消毒の消毒液を使って使用する。

※手指消毒の消毒液は時間をおいたり拭き取ったりする必要はなく、消毒を行えば、すぐに次の児童生徒が遊具やスパイダーなどを使うことができる

○プレイホール、スヌーズレン室使用後は、必ず消毒を行ってから教室に戻る。（その後の時間に使用する児童生徒もいるため、放課後ではなく、教室に戻る前に消毒する）

○多目的室を利用する際には、密にならないようにする。（1m以上間隔を取る）

○多目的室の図書コーナーについては、以下のルールを適用する。

冊数…1人5冊、期間…2週間

※児童生徒だけでなく、保護者へも図書の貸出を行う（管理用ノートは別のものを使用）

○返却図書は消毒を行う。

【調理実習】

○調理実習は感染症の状況を踏まえて実施を判断する。実施する場合は、例えば、調理台の使用は児童生徒同士の距離を1m確保し、対面にならないように配置する。

○喫食する場合は、給食と同じ感染症対策を講ずる。

※調理室以外での調理を伴う学習活動は行わない

【学校水泳】

○学校プールについては、プール水の遊離残留塩素濃度がプールのどの部分でも基準の濃度となるよう管理する。

○ドアノブ、シャワーなど児童生徒等が手を触れる箇所は、適宜消毒を行う。

○換気設備を適切に運転するなど換気を行う。

○プールの授業中は、不必要な会話等を行わない。

○密集しないよう、プールに一齐に大人数の児童生徒等が入らないようにする。

○プールだけでなくプールサイドでも児童生徒等の間隔を十分に保つ。

○更衣の際に、児童生徒等の身体的距離を確保することが困難な場合には、少人数の利用にとどめるなど、利用人数を調整する。

○水泳の授業中はマスクを外すことになるため、外したマスクの適切な取り扱いに留意する。

○児童生徒等が使用するタオルやゴーグル等の私物の取り違えや貸し借りを行わない。

(5) 給食

配膳や食事の際の感染リスクを低減するためのわかりやすい指導を行うとともに、補助や介助を行う教職員自身の感染防止の取組を徹底する。

○教職員の健康観察を行い、体調の悪い場合には配膳等を行わない。

○給食を食べる場所は常に換気する。

- 事前に手洗い、手指消毒を徹底する。（児童生徒によっては、アルコール消毒がアレルギー症状を起こす場合があるので注意する）
- 配膳前や下膳後には、テーブルを給食配膳台の専用布巾で水拭きする。（使用後は、布巾を洗い、乾燥させる）
- 配膳に関わる教職員はマスク、エプロン、三角巾（または給食帽）、手袋を着用する。
- ※身に着けるものは、こまめに洗濯して清潔を保つ
（エプロンは割烹着のように袖のあるものが望ましいが、そうでなければ、エプロンの下に袖のある服を着て、摂食指導後は脱ぐようにする）
- ※給食配膳時、手袋をしたら、給食以外のものには触れない
- 調理用はさみは配膳するときのみ使用する。
- ※パンなどの食べ物を刻むときには、手袋まで刻まないように注意する
- 児童生徒の食事をとる場所などは、原則 1m 以上の間隔を確保するが、難しい場合には、教室を分散させる。
- 児童生徒が向かい合わないよう配席をする。
- ※摂食指導の前後にも、石鹼での手洗いや消毒を行う
- ※摂食や歯磨きの介助は、フェイスシールドを着用し、可能な限り側面から行う（歯磨きは感染症の状況により、実施の可否を判断する）
- 摂食指導をしている教職員は、並行して食事をしない。（食事は児童生徒から離れて食べ、会話はしない）
- 時間中（準備から片付けまで）は大声での会話を控える。
- ※食事をしていない教職員は、マスクを着用する。
- 食事に出たティッシュ、ストローなどのゴミは、ナイロン袋に入れ、しっかり密閉してから捨てる。
- 歯磨きなどの口腔ケアが実施可能な場合には、以下の点に留意する。
児童生徒の歯ブラシなどは、毎回家庭から持参し、持ち帰る。
歯磨きなどの口腔ケアを行うとき、教職員は使い捨て手袋、フェイスシールドを着用する。

(6) 下校後

- 触教材、車いす（バギー）の手の触れる部分、階段や廊下の手すりなど、多くの児童生徒等が触れる箇所は、消毒液を浸した布巾等で消毒する。
- 廃棄されたマスクやティッシュには直接触れないようにする。
- トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて洗浄する。
- 換気を十分に行うとともに、消毒や清掃をした後には石鹼で手洗いをする。
- 学部間で役割分担を明確にし、消毒すべき箇所や実施状況を確認しやすくする。

7 訪問教育

児童生徒 1 人につき週 2 回、1 回あたり最大 2 時間程度の**滞在時間**の訪問とする。また、実態にあわせて ICT を活用した取組を進める。

〔訪問前〕

- 毎朝、家庭での検温を依頼する。
- 教員は訪問前にも検温をし、学校を出るときには、石鹸での手洗いや手指消毒を行う。
- 保護者の意向や学校の状況などをもとに、実施の有無や時間を決定する。

〔訪問時〕

- 児童生徒宅へ入るときには、速やかに消毒を行う。
- 教員はマスクを着用し、児童生徒については実態に応じて着用を判断する。
- 授業前に児童生徒の検温を行う。

〔授業〕

- 事前に保護者へ依頼し、児童生徒の体調や体温等を考慮しながら換気を行う。
- 必要以上に顔を近づけたり、大きな声を出して話したりしない。

〔訪問後〕

- 学校に戻ったときには、石鹸での手洗いまたは手指消毒を行う。
- 使用した教材の消毒を行う。
- 保護者に健康観察を依頼する。

8 分教室

- 授業時の感染症対策は、「5 授業時間の健康管理」の「(1) 教室での活動」に準じる。
- 病院の感染症対策を適用する。

9 そのほか

(1) 児童生徒との関わりについて

- 登校を控える児童生徒に対し、保護者や児童生徒の意向に配慮し、ICT や家庭訪問などにより支援を行う。
- ※発熱や風邪症状のみられる場合などや、感染防止のために登校を見合わせた場合には、「出席停止」として扱う

- 教職員、保護者、関係機関と連携を図りながら情報共有を行い、児童生徒の心身の健康に適切に対応するためのサポートを行う。

(2) 学習内容について

- 学習する内容を精選し、実施方法や指導時期に留意する。
- からだをほぐす指導などの個別の指導とともに、児童生徒の体調などに留意しながら、グループ学習を実施する。
- 必要に応じて Google Meet を活用し、児童生徒が「集団の繋がり」や「学校への帰属意識」を感じられるよう働きかける。
- ※配信により課題を提示する場合には、適切な量や内容となるよう留意する
- 非常時の学習支援対応に備え、普段の学習活動においても、適宜 ICT を活用した活動を取り入れる。
- 児童生徒の実態に合わせた指導方法や教材を工夫し、手洗いやマスク着用など、感染症対策や行動様式についての学習を行う。

(3) 学校行事について

- 修学旅行、校外学習、交流などの各行事については担当が中心となり可能な感染症対策を実施しながら行っていく。
(感染症対策の方法については、行事検討委員会、運営委員会、職員会等で検討の上実施していく)
- 学校行事は、個別に実施の有無、内容、時期を検討していく。
- ※修学旅行等、県外での活動は実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認の上、感染防止対策を徹底して実施する
- 外部講師を学校に招聘した特別授業も検討、実施をしていく。
- ※外部講師には、事前の健康観察の徹底をお願いするとともに、校内での動線や在校時間を限定するなど感染症予防を講じるが、感染症の状況によっては、特別授業の内容を踏まえて、中止または延期をする場合がある
- 周辺学習は、密になる場所を避け、十分な感染症対策を取る。

(4) 入学者選抜等について

- 万全を期した上で、予定どおり実施できるよう準備する。
- 混乱が生じないように、試験の実施に際して起こり得る事態を想定してあらかじめ対応を検討しておく。
- ※感染状況を踏まえた上での更なる感染症対策も検討する
- 入学志願者や面接官等の試験業務に携わる者の体調管理を、入学志願者の在籍する学部や学校等で徹底する。

(5) 教職員の健康管理について

教職員も児童生徒と同様に、ガイドラインに記載の内容を踏まえ、健康管理や感染症予防を徹底する。

- 必ず出勤前に自宅で検温を行い、健康観察フォームなどで必ず報告する。

「新型コロナウイルス感染症まん延防止に関する基準」（令和 5 年 5 月 8 日改定）に基づいて対応する。

手洗いや手指消毒を徹底する。（特に、児童生徒と関わる場合）

勤務中は、基本的にはマスクを着用する。

※熱中症予防のため、児童生徒との距離が十分に確保できれば、はずすこともある

○児童生徒の休業期間等で、教職員同士が食事をとる場面では、マスクを外している間は会話を控える。

○ワクチン接種後に発熱を生じた場合の対応については、感染症の状況に応じて、「新型コロナウイルス感染症まん延防止に関する基準」（令和 5 年 5 月 8 日改定）に則って行う。

○教職員が感染症にかかるなどして急遽出勤できなくなった場合の対応について、あらかじめ係・学部などで検討しておく。

(6) そのほか

○来校者にも、ガイドラインに記載の感染予防の徹底とともに、入校時に「健康観察シートへの記入及び提出」「手指消毒」「サーモカメラによる検温」を依頼する。（健康観察シートへの記入及び提出は、保護者など本校関係者は除く）

※業者等が校内に立ち入る場合については、サーモカメラでの体温測定を徹底し、発熱や咳などの呼吸器症状等が認められる場合には、入校を断る

○校外から大人数を呼び込むような校内行事（学校説明会等）を実施する場合には、マスクの着用、消毒はもとより、体調がすぐれない場合は来校を自粛するなどの感染防止対策の徹底を周知する

※ 1 回当たりの参加人数の制限や、座席の間隔を広く取るなどの対応を行う

○「三密の回避」などの感染症対策について、掲示などを通じて周知を図るとともに、協力を依頼する。

○教職員の会議、打合せは原則 1 時間以内とする。やむを得ず時間が超過する場合には、一度十分な換気を行った上で、再開する。

○教職員研修については以下のとおりとする。

講師の来校については、講師（講師所属先）の判断に基づくが、来校の際には、事前の健康観察の徹底をお願いするとともに、校内での動線を限定するなど感染症対策を講じる。

研修参加者が密にならないよう、座席間を十分に確保する。それでも密になることが予想される場合には、会場を複数に分けて実施する。（リモート対応）研修等実施の方法は、別途、検討する。

研修内容から、十分な感染症対策が難しい場合と判断した場合には、研修を中止（又は一部中止）する。

○「学校教育活動を継続するためのチェックリスト」により感染症対策の状況を点検し、対策を徹底していく。

○視察などを受け入れる際には、感染状況を踏まえた上で受入態勢を整える。そのため、場合によっては、児童生徒との関わりを見合わせる。

○社会情勢の変化にあわせて、各種通知文書を踏まえた新型コロナウイルス対策委員会等での協議や、医師等からの指導助言をもとに、ガイドラインは見直しを行う。

引用・参考資料 ※主な資料を掲載

- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（第9版）
文部科学省 令和5年（2023年）4月1日
- 新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン
文部科学省 令和4年（2022年）4月1日
- 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項（改訂版）
文部科学省 令和2年（2020年）12月9日
- 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（改訂版）
兵庫県教育委員会 令和4年（2022年）12月6日
- 学校における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A【令和4年9月20日時点版】
文部科学省 令和4年（2022年）9月20日
- 学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（改定版）
文部科学省 令和4年（2022年）8月19日
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における
新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について
文部科学省 令和3年（2021年）8月5日
- 感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）
文部科学省 令和3年（2021年）2月19日
- 旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第6版）
一般社団法人 日本旅行業協会 令和4年（2022年）12月21日
- 特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組について
姫路市教育委員会 令和2年（2020年）6月29日
- 特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組について
文部科学省 令和2年（2020年）6月19日
- 5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について及び学校保健安全衛生法施行規則の一部改正をする省令の施行について（通知）**
姫路市教育委員会 令和5年5月2日